

美作市監査委員告示第 3 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け美作監査第 8 5 号で提出した平成 2 7 年度定期監査（第 2 次）結果の報告に対し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定によりこれを公表する。

平成 2 8 年 5 月 2 7 日

美作市監査委員	窪	田	功
同上	高	田	修 平
同上	松	本	妙 子
同上	安	本	博 則

美作総務第 48 号

平成28年5月25日

美作市監査委員 窪 田 功 様
美作市監査委員 高 田 修 平 様
美作市監査委員 松 本 妙 子 様
美作市監査委員 安 本 博 則 様

美作市長 萩 原 誠 司



平成27年度定期監査（第2次）結果報告に対する措置について（通知）

平成28年3月31日付美作監査第85号で美作市監査委員から報告のありました平成27年度定期監査（第2次）結果報告について、地方自治法第199条12項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



【秘書課】

監査の結果	措置状況等
1. 市長交際費の不適正支出について【再演事項】 美作市交際費支出基準及び公表に関する要綱第2条第1項第1号でお供えは、市政関係者及びその親族に対するものとし、第3条において「市長は、交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限の支出に務めるものとし、別表に定める基準により支出するものとする。」と定めている。しかしながら、平成27年3月2日に支出された「全国トンネルじん肺根絶原告団副団長」へのお供え（生花代）32,400円は、市長が平成19年に自民党じん肺対策議員連盟の事務局長をしていた関係での支出で、故人は市政関係者ではないと思料されるため、返還措置を求める。	市政運営上、支出する必要がある、美作市交際費支出基準及び公表に関する要綱第2条第1項第1号の「市政関係者」に該当する。 また、お供え（生花代）32,400円は、1対（2基）の価格であり、同要綱第3条にある「社会通念上妥当と認められる範囲」に該当する。
2. ホームページの市政日誌について 説明内容が乏しく、掲載する目的がどこにあるのか不明瞭なものも見受けられるので、改善を図られたい。	市政日誌は、市長等の活動を広く周知し、情報の公開度を上げるため、市長室での面会、公務で参加した行事、市民との交流及び副市長等が参加した重要な行事等の情報を写真と併せて掲載している。 市政日誌の一部に行事名や面会者の氏名のみで、掲載の目的が不明瞭なものがあり、今後は改善に努める。但し、個人情報や企業秘密が情報公開の要請を上回ると認められる場合や、相手の許諾が得られない場合は従前のとおりとする。

【総務課】

監査の結果	措置状況等
1. 監査結果に対する措置状況報告の未済について【再演事項】 地方自治法第199条第12項に、「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会等、その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当	法に基づき、措置を講じたものについては、監査委員への通知を行う。未措置のものについては、現在措置を講ずるよう鋭意努力を行っているところである。

該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と定められているにも関わらず、監査結果等に基づいて措置を講じたものについて、監査委員への通知が励行されていないほか、未措置のものも見受けられることは、誠に遺憾であるので、地方自治法の制度目的の研鑽に努めると共に改められたい。	
2. 組織の見直し不十分について【再演事項】 行財政改革の取り組みが不十分なことから、組織のスリム化と人口減少に伴う定員管理が不十分と認められる。そのことにより担当部署間の連携不足等による責任の所在が不明瞭な業務が見受けられるほか、これがために不効率なものもあるので、組織及び業務全般の見直しと、責任分担の明確化を図られたい。また、人口減少していく中で、適正な定員管理も進められたい。(企画情報課2.及び財政課1.関連)	美作市行財政改革大綱及び集中改革プランに基づく、職員総数の削減目標は達成したが、達成後の適正な定員管理を進めるため、平成28年度において事務事業量の測定や組織・機構のあり方を踏まえ、定員適正化計画の策定を行う。
3. 職員への指揮監督不十分について【再演事項】 地方自治法第154条において、「地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」と定め、補助機関を構成している職員が、統制と秩序をもって業務遂行に当たることとされているほか、地方公務員法第1条においては、地方自治の本旨の実現について、更に同法第29条(懲戒についての規定)、同法第23条の2(人事評価の実施)等の規定をもってこれに当たることになっているところである。 しかし、関係法令の認識不足もあってか、これら取り組みが組織的にも不十分であると認められるので改め、職場規律の確保(喫煙等)と職員の士気向上に努め、もってより優れた行政サービスの提供を図られたい。	職場規律の確保(喫煙等)については、総務部長通知により定期的に注意喚起しているところであるが、平成28年4月8日付で総務部長通知として改めて「職務規律の徹底について(通知)」を発出している。 職員の士気向上については、地公法の改正に伴い人事評価制度の見直しを行い、面談の徹底を柱とし平成28年度から本格導入した。 また、昨年12月に美作市職員表彰規定の一部を改正し、職員の仕事に対する意欲の高揚及び職場の活性化を図り、より一層、市民サービスの向上に寄与することを目的に組織表彰を追加し表彰を行った。

4. 任期付職員の採用について【再演事項】 平成 27 年 3 月末日をもって定年退職を迎えた部長職の職員を、同年 4 月「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「美作市一般職の任期付職員の採用に関する条例」第 2 条第 1 項に基づき同人を採用し、同じポストと地位に就けている。 しかし同制度は、高度な専門的な知識経験等を有しているなどの条件があるほか、採用に当たっては原則公募によるほか、経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない旨定められている。 しかるに、同人は破たんした第三セクターの株式会社雲海など多くの事件に担当部長等として関与している。当時の市長及び副市長の行政責任については、給与減額が採られている中、同人については何の処分もされていないが、責任はあるものと考えられる。 以上等のことから本件採用手続き等には疑義が認められる。なお、同人については平成 28 年 3 月 31 日付で退職となった。	係争中の第三セクターの破綻事件を含め部長級の任期付職員の関与を指摘があるが、任期付採用時点において職員の義務違反に対する道義的責任を問う事実が明らかでなかったことから、同人のこれまでの識見を組織運営に一定期間活用することが、公務の能率的運営を確保するために必要と判断した。本件採用手続きに問題は無いと認識している。
--	--

【危機管理室】

監査の結果	措置状況等
1. 薪ストーブ導入について 薪ストーブ導入にあたり排煙トラブル等が発生しているが、設計に問題がなかったのか調査するよう求める。	東栗倉総合誌支所へ設置した薪ストーブについて、着火時に煙が室内へ逆流する問題では、設置する基準は各メーカーによって異なるため一概には言えないが煙突の長さが本体より 4 m 以上が基準であるところ 4.96 m あります。また、横引き煙突が 1 m 以内のところ 80 cm に設置するなど基準を満たしており設計には問題ないと思われる。 逆流する主な原因は、設置している業務スペースの気密性が高く少しの影響で室内が負圧になる（換気扇や別部屋への空気流出）ため、外気と繋がっている煙突から空気を吸い込むことにより煙が逆

	流すると考えられる。 問題解決としては、煙突から空気を吸い込まないように、薪ストーブの後ろ窓へ吸気窓を設置することで解決しました。 また、西から吹く谷風が強い場合に、風を巻き込むためか、時折、逆流することがあるため、煙突へ排気ファンを取り付けするなどの強制排気などの対応を検討している。 なお、薪ストーブを利用している一般家庭でも煙が出る現象は、全くないことはないとメーカーも言われています。
--	--

【管財課】

監査の結果	措置状況等
1. 公共工事の発注見通しの公表について 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第5項の規定により、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として、公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならないとされているが、変更が公表されていない。	同法律施行令に基づき、年度途中に工事発注予定の見直しを行い公表する予定です。
2. 入札業務の透明性確保について【再演事項】 指名委員会の会議録が作成されていないが、指名競争入札の適正化と透明性確保のためには必要であり、事務分掌及び決裁規程第5条の定め反するので、作成するよう改められたい。	指名委員会の決定事項は、文書作成し、事務分掌及び決裁規程の定めにより、決裁を受けている。

【企画情報課】

監査の結果	措置状況等
1. 美作市ホームページについて 美作市ウェブサイト再構築事業について、新たに1月から試験運用されているが、市民の声を反映した構築となっていないばかりか、その試験運用については決裁もされていない。また、募集期限が過	ホームページは、文字を全体的に大きくして見やすくし、市民が必要とする情報にたどり着きやすくするよう検索ワード入力欄を大きく、またツリー構造の再編を行いました。コンテンツについても、

ぎたものが掲示されているなど、その管理体制が不十分と考えられるので改められたい。	他の自治体で一般的に載せられている情報を追加しました。この結果、全体のアクセス数は増え、不要なクリックは減り、見やすくなったとの評価を得ております。 情報については、掲載の期間、内容等を常にチェックし、情報の削除を行い、更新を適切に行うよう随時指示しているところです。
2. 指定管理者関係業務推進体制の見直しについて 指定管理制度については企画振興部企画情報課が、選定関係業務は担当事業部署が担当しているが、この連携不足が見受けられ、これがために応募者はもちろんのこと関係者に多大の迷惑と混乱を生じるに至っている。これは総務課2.にも述べたように、組織の見直しが不十分なことから発生したものと認められるので、見直すと共に業務の効率化と責任の所在の明確化を図られたい。(総務課2.、財政課1. 関連)	美作市公の施設の指定管理指定の手続きに関する条例規則について、改正を行う予定です。

【営業課】

監査の結果	措置状況等
1. 誘致関係業務及びベトナムとの交流施策について【再演事項】 多大な労力と経費を投入しているが、当市の財政規模からして大きな負担額であるので費用対効果分析などを行うとともに、議会はもちろんのこと市民にも十分な説明をし、理解を得た上で進めるようされたい。	美作市スポーツ医療看護専門学校の誘致にあたっては、議会等で事業説明などを行い予算議決をいただいているところです。 今後は、市民に向け、専門学校等設立準備室が中心となって説明を行っていく予定です。 また、費用対効果については、民間シンクタンクに依頼し、調査報告書がまとまっており、議会等で説明を行っていく予定です。 ベトナムとの交流施策につきましては、ダナン大学との人的交流などの交流を図ることが中心となっています。 また、本年4月には、民間の交流を図るため美作日越交流協会を立ち上げたところであり、官民連携してベトナムとの交流を図ってまいりたいと考えております。

2. 教育施設等誘致促進補助金について 美作市教育施設等誘致促進補助金交付要綱に基づき補助対象としているNPO法人青少年少女モータースポーツ振興会（美作市認定技能教育施設：NODAレーシングアカデミー）の位置づけが不明瞭であるほか、義務教育対象者の扱いにも疑義があるところである。かかる施設への公金支出には問題もあると考えるので、現状調査のうえ相当措置されたい。また本施設の指導監督部署も不分明であるので、これを明確にされたい。	NODAレーシングアカデミーを運営しているのは、NPO法人青少年少女モータースポーツ振興会であることを明確にするため、定款の変更など必要な手続きを行っていただくようお願いをする。 また、補助金の使途については、美作市民の雇用、生徒の食材などの購入、岡山国際サーキットに使用料など美作市民や施設の利用などを図っており、使途について審査を行い補助金の交付を行っています。 なお、NODAレーシングアカデミーの業務の内容について、指導監督する部署は営業課が中心となっています。
--	--

【財政課】

監査の結果	措置状況等
1. 行財政改革の停滞について【再演事項】 総合振興計画等にも定められているとおり、不断の取り組みが必要にもかかわらず、行財政改革への取り組みが停滞していることは誠に遺憾である。（総務課2. 及び企画情報課2. 関連）	本市では、平成26年3月末の萩原市長就任以来、事務事業における法令順守の徹底や政策決定過程の情報公開の推進、市民協働の精神の市政全般への拡大など、「市政の刷新」に取り組んでいるところであり、こうした取組が行政改革を推進するものと考えている。 具体的な取り組みとしては、平成27年8月から学校給食共同調理場2施設の給食調理業務、配送業務及び洗浄業務を民間委託している。引き続き、市が行っている事務事業及び施設の管理運営について、民間活力の導入を検討する。 なお、財政課を中心に「財政の総点検」に取り組んでおり、平成27年度においても、本市の財政状況や今後の課題、収支見通しなどを公表したところである。
2. 予算編成方針について【再演事項】 「平成28年度予算編成方針について（通知）」が「美作市幹部会議」名で出されているが、美作市予算規則第6条では「企画振興部	「平成28年度予算編成方針」は、企画振興部長が市長の命を受け、幹部会議に提案し、同会議での決定を受け、「美作市幹部会議」名で

長は、市長の命を受けて、会計年度ごとに予算の編成方針を定め、各部長に通知しなければならない。」と定めているので法令遵守の観点からも問題がある。	各部長に通知したものである。
--	-----------------------

【総合戦略室】(H28 営業課)

監査の結果	措置状況等
1. 「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について 「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年 8 月 31 日付けで策定しているが、その骨格の策定を含めて住民参画が不十分と認められる。施策の遂行に当たってはこうした経緯のあったことを踏まえ、住民説明に努めるとともに、その理解と協力が得られ、実効性のあるものにしていただきたい。	「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、産学官金労言の各種団体などから選任した方の意見をお聞きし、平成 27 年 8 月に定め、美作市のHPで公表するなど市民に向け情報を開示しております。 また、実効性のあるものにするため、国の動向、議会議員の皆さま、市民の皆さまのご意見をお聞きしながら見直しを行う予定であり、昨年 9 月から開催いたしました行政懇談会での貴重なご意見を基に本年 3 月に「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを行ったところです。

【市民課】

監査の結果	措置状況等
1. 繰越未収金の対応について 過年度収入の処理状況、諸収入（雑入）について 12 月末現在で収納が全くされてない。収入未済金の回収努力が適正にされているとは考えにくいので、さらなる努力を求める。	○一般会計（児童手当返還金・子育て世帯臨時特例給付金返還金） 返還対象者より提出された分納申立書の納付誓約どおりの履行がないため、電話・訪問を行い、2 月に一部入金あり。 ○国保会計（一般被保険者・退職被保険者等返還金（滞納繰越分）） 27 年度より実施可能となった保険者間調整を利用し、2 件収納。今後も未収金の減少に努め、適切な法的措置も含めた徴収の強化を図っていきたい。

【くらし安全課】

監査の結果	措置状況等
1. 行政事務連絡協議会と自治振興協議会の再編について 住民生活に直結する見直しに関わらず、市民への説明が不十分のまま進められたので、住民に丁寧な説明を行われたい。	行政事務連絡協議会と自治振興協議会の再編については、以前から住民要望があり、平成27年度当初に実施した自治振興協議会の全体会議において提案したところ、賛同の声が多数を占めたため着手。その後、合併前の旧町村単位の区長会等にて協議を重ね、各地域の意見集約を行った。集約した意見について、市の全体会議の場において審議し、市へ提出する規約(案)を作成。作成した規約については、美作市自治振興協議会設立準備総会において各地域の代表者が署名押印をした後、住民側から正式に提出され、美作市はこれを承認し、告示を行った。また、平成28年4月5日には、地区・地域自治振興協議会の代表者及び区長が出席し、設立総会が開催された。 このように、行政事務連絡協議会と自治振興協議会の再編については、住民自治の基本的な考え方にに基づき、住民主体で進められたものであり、美作市の住民自治の基礎単位となる地縁による団体の代表者（区長）等との調整を経て統合再編に至っている。
2. 未収金について 住宅新築資金等貸付元利収入（滞納繰越分）の調定額 428,059,661 円、12 月末現在の収入済額 7,799,917 円で収納率 1.8%となっている。法的措置を含めた調査・検討を進めているとのことだが、取り組みを早めるように求める。	弁護士と債権回収について協議を行っている段階であり、相続等について調査を行い、早急な対応を図っているところである。

【税務課】

監査の結果	措置状況等
1. 滞納整理について 市税の収入未済に対しては相応の改善努力は認められるが、より	税務課では、市税の収納率向上を第一に掲げ、市税滞納者の個別

一層実効の上がる対応について検討を促したい。	調査・実情把握に努め、督促、催告、納税相談の実施、納税誓約、差押、換価処分などを適宜、継続的に取り組んでいます。差押について不動産の場合は競売手続きを要するが、価値が低いために換価しても滞納税を充当するに満たない事例も多々あることから、預金や保険などの換価性の高い債権から優先的に差押処分を執行し、滞納税に充当していく方針です。また、納期限内納付が間に合わず市税未納者となった者に対し、非常勤職員によるコールセンターを設けて電話連絡することにより、早期の納税を促して小額うちに納付する啓発業務にも取り組んでおり、「滞納の芽は小さなうちに摘み取る」ことにも注力したい。
------------------------	---

【社会福祉課】

監査の結果	措置状況等
1. 福祉サービスの周知について 様々な社会福祉サービスが対象者に応じて設けられているが、「障害者自動車改造費・運転免許取得費補助金」が平成 26 年度から支出されていないなど、対象者に制度が周知されているのか疑義がある。なお、その他部署についても周知不足が見受けられるため改められたい。	従前より、手帳の新規取得者については、ガイドブックを活用し周知を行っているが、需要が限られているものや支給要件があるものについては、年度によっては支出のないサービスもある（指摘の補助金については、H27 年度は 1 件の申請があったが未だ免許取得に至っていない）。 福祉サービスは多岐にわたるため、対象者のニーズに沿った情報提供が必要であり、そのための相談窓口の周知についてホームページ等を活用することとする。また、福祉サービスに関する広報誌の連載企画などを検討し周知に努めることとする。

【高齢者福祉課】

監査の結果	措置状況等
1. 事務処理について いきいきゆうゆうの里エアコン改修工事について、しゅん工が平	指摘を受け早急に対応し、工事費の支払を平成 28 年 2 月 29 日に

成 27 年 12 月 28 日となっているが、平成 28 年 2 月 16 日の定期監査時においてしゅん功検査がなされていなかった。これは、美作市契約規則第 122 条「検査職員は、工事が完成し、受注者から工事完成届の提出があったときは、これを受理した日から 14 日以内にしゅん功検査を行うものとする。」に反する行為であり、法令順守を求める。	完了した。
2. 委託契約について【再演事項】 美作市食の自立支援事業については、安否確認が必要な高齢者に給食サービスを提供するもので、美作市社会福祉協議会が利用者の状況に精通しているとして随意契約されているが、その一部が再委託されている現状がある。随意契約理由、本来の支援事業の趣旨に反するものであり適正な運用を求める。	美作市「食」の支援事業は、高齢者等が健康で自立した生活を在宅で送ることができるよう「食」の自立の観点から食関連の支援をするとともに、併せて利用者の安否確認を行うことを目的にしています。 美作市社会福祉協議会から調理及び配食を業者に委託している地域の安否確認は、まず委託を受けた業者が配食時に確認を行いますが、配食時に不在等で安否確認ができない場合は、美作市社会福祉協議会に連絡され、美作市社会福祉協議会が持っている情報等を利用して安否確認を実施している。

【健康づくり推進課】

監査の結果	措置状況等
1. 放課後児童クラブについて 放課後児童クラブの指定管理者募集要項に不備があるまま、指定管理者の公募と選定作業を実施したことにより応募者から異議の申立てを受けるに至ったほか、今日の混乱を招来する一因ともなったことは誠に遺憾である。これも関係部署間における連携不足によることは明らかであるので、見直されたい。(総務課 2. 企画情報課 2. 及び財政課 1. 関連)	今回の指定管理者公募において、予算積算の参考資料として、過去 3 年間の利用実績及び収支状況を添付する方法をとったが、積算基準とする稼働率を募集要項に追記することで、選定作業がスムーズであったと考えられる点は反省点として、今後は留意することとする。 指定管理者制度関係部署とは、随時連携を取り進めてきたが、今後もさらに努力する。

【大原病院】

監査の結果	措置状況等
1. 諸会費について【再演事項】 諸会費の一部に、使用目的から公費で負担することが不適当と考えられる支出があったので、相当措置を求める。	指摘の支出の原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としてその費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。

【作東診療所】

監査の結果	措置状況等
1. 負担金補助及び交付金について【再演事項】 負担金補助及び交付金の一部に、使用目的から公費で負担することが不適当と認められる支出があったので、相当措置を求める。	指摘の支出の原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としてその費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。

【農業振興課】

監査の結果	措置状況等
1. 「作東吉野きんちやい館」について 指定管理者への監督が不十分であり、現状把握も不十分である。また指定管理者選定委員会への情報提供が十分できないままに選定作業を進めたことは遺憾である。	指摘のあった指定管理者の監督については、平成27年12月定例議会の産業建設委員会で同様の指摘があったことから、27年中に指定管理施設を訪問し、指定管理者の代表である組合長から現状等について聴取している。また、28年度に開催される生産者組合の総会には市からも出席し、更なる状況の把握に努めることとしている。

【森林政策課】

監査の結果	措置状況等
1. 袴ヶ仙について 市長から要求された「美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約に関する事務」に関する監査結果報告書を平成 27 年 5 月 21 日付けで提出しているが、措置報告が未だにされていない。検証を進めるように求める。(総務課 1. 関連)	現在、顧問弁護士と協議中です。

【観光振興課】

監査の結果	措置状況等
1. 観光施設の業務管理指導契約について 観光施設「武蔵の里」及び「愛の村」に対する業務管理指導を目的とし、共立メンテナンスと施設管理運営業務管理指導契約をしている。契約形態は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）を適用して随意契約としている。業者選定に当たって、コンペ方式やプロポーザル方式をとることなく特定の業者を選定しているため、公正が確保されているとは考えられない。また、この契約による負担額が月間 99 万円、年間 1188 万円であるが、報告内容を見る限り、成果物としては内容が乏しく、また、経営改善にはつながっていないものと認める。	武蔵の里及び愛の村については、毎年多額の赤字経営が続いていることから、両施設の運営継続を目的とした指定管理者制度等への移行を円滑かつ効果的に行うため、平成 27 年度において施設業務管理指導を実施しているものです。 本業務は、全国的な事業展開を行っている資本力のある企業で自治体の運営する温泉施設等の指定管理、業務委託、業務管理指導等の実績とノウハウのある、全国的にも他に類を見ない企業を選定し、委託しています。 今後は本業務報告書等の成果物を詳細に分析し、精度を高めた上で、指定管理者制度等への移行に向けた事務作業に活用し、両施設の一体的な経営改善につなげていくものです。

【産業振興課】

監査の結果	措置状況等
1. もうもう工房の跡地について【再演事項】 道の駅として整備する計画は難しいとの説明があったが、その見通しを明らかにするとともに有効利用を検討されたい。	4 月 15 日現在、岡山県内の企業を通して活用可能性があるコンビニ・カフェに物件の仲介をしてもらったが、どこも否定的であ

	った。美作市としては、中国自動車道からの玄関口にある土地なので、早期に有効利用したいが、採算性や公共性を考慮する中で、活用方法を模索している段階である。
--	--

【都市住宅課】

監査の結果	措置状況等
1. 都市公園事業について【再演事項】 当初計画の変更事情も含めて、市民に対して十分かつ丁寧な説明を行い、理解を得た上で事業を実施されるように求める。 本件事業目的が都市整備から外れた説明もされている。国民負担の観点からも含めた総合的な判断を求めたい。 なお、本件公園計画の事業継続性に疑義が持たれる。	関係者に対して事業内容を丁寧に説明し理解を得ると共に、制度改正や頂戴する意見は真摯に検討し、市民にとってより良い事業になるよう努めます。

【農村整備課】

監査の結果	措置状況等
1. 下町地区ほ場整備事業について 下町地区ほ場整備事業については、未だに換地処分に着手できない状況にあるので、事業主体として早期解決を図るよう一層努力されたい。	換地処分を行うためには、先ず確定測量を行わないと換地計画書の作成等の事務作業が出来ないため、確定測量の実施に向けて、双方の役員と再三協議調整を行っておりますが、合意に至っておりません。一日も早く確定測量が出来るよう努力していきます。

【クリーンセンター管理室】

監査の結果	措置状況等
1. クリーンセンター事業の度重なる計画変更について【再演事項】 地域計画の変更も既に7回にもおよび、環境省や岡山県にも迷惑をかけてきたほか、変更に伴う労力と経費支出も莫大で市民負担も大きくなってきたことは誠に遺憾である。残すところは最終処分場だけになったが、本件に限らず事業計画を立てる際には十分吟味検	今後の建設事業については、地域の環境配慮は基より建設規模や建設後の維持管理についてもクリーンセンター全体を考慮した計画となるよう努めてまいります。

討の上行うようにされたい。	
---------------	--

【大原総合支所】（総務課）

監査の結果	措置状況等
1. 宿直について 本庁舎と大原総合支所で宿直員を置いているが、大原総合支所については、利用件数の実態から判断してその必要性について疑問があるので、他の地域との整合性の観点から廃止も含め検討するよう求める。	単に火葬予約の利用件数のみで判断するのではなく他の業務の必要性や広域的観点など、総合的な検討を行う必要がある。

【英田総合支所】

監査の結果	措置状況等
1. 水利組合負担金について【再演事項】 英田総合支所における水利組合負担金は、水利の使用がなくとも負担金が発生しているが、他施設と比べ高額となっているので是正方検討されたい。	監査の指摘を基に水利組合と協議したが、次のことから是正は困難である。 ①庁舎建設当時に水費負担等について水利組合と協議した結果である。 ②負担金の金額については、年度毎の経費を計算した坪当たり単価であり、当該水利組合の事務経費が下がれば負担金も下がる。

美教総第 49 号
平成28年5月25日

美作市監査委員 窪 田 功 様
美作市監査委員 高 田 修 平 様
美作市監査委員 松 本 妙 子 様
美作市監査委員 安 本 博 則 様

美作市教育委員会
委員長 福 島 信 夫



平成27年度定期監査（第2次）結果報告に対する措置について（通知）

平成28年3月31日付美作監査第85号で美作市監査委員から報告のありました平成27年度定期監査（第2次）結果報告について、地方自治法第199条12項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



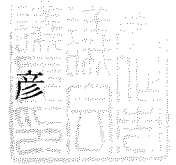
【教育委員会：学校教育課】

監査の結果	措置状況等
1. 勝田東小学校の運営方針について 勝田東小学校については、特別支援教育に力を入れた学校、ユニバーサルデザイン教育推進拠点校、そして、小規模特認校などと説明されてきているが、内容が不分明であると思料される。勝田東小学校をどうしていくか明確にされたい。 新年度においても他市町村からの編入がなく、このままでは何のための、拠点校なのか不明である。	特別支援教育の視点をもった環境づくり及び授業づくりの研究として、ユニバーサルデザイン教育を推進しています。支援を必要とする子どもがわかりやすい授業は、すべての子どもにわかりやすいものとなり、学力の向上も図れると考えています。勝田東小学校を拠点校として大学関係の方を講師として招くなど研究を進め、その成果を市内へ広めていきたい。 このような特徴をいかして小規模特認校制度による入学募集を行ったが、平成28年度の希望はなかった。

美作議会第 22 号
平成 28 年 5 月 26 日

美作市監査委員 窪 田 功 様
美作市監査委員 高 田 修 平 様
美作市監査委員 松 本 妙 子 様
美作市監査委員 安 本 博 則 様

美作市議会議長 山 本 雅 彦



平成 27 年度定期監査（第 2 次）監査結果に対する措置について（通知）

平成 28 年 3 月 31 日付美作監査第 85 号で美作市監査委員から報告のありました平成 27 年度定期監査（第 2 次）結果報告について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



平成27年度定期監査結果（第2次）に係る措置状況回答

【議会事務局】

監査の結果	措置状況等
1. 議会の広報活動について【再演事項】 美作市議会広報紙の発行に関する規程では、議会の広報紙を年間4回、定例会ごとに発行すると定められているが、平成19年以降発行が途絶えたままである。 また住民に分かりやすい議会とするため本会議及び委員会のみまちゃんネルやインターネット中継の実施の検討を含めて、公開性・透明性を高められたい。 なお公開が基本であることもわきまえられ、質疑討論はもちろん委員会報告などについても一般市民が理解できる内容で行われるよう改められたい。さらには、休憩時間を含む議会運営についても傍聴者及びテレビ視聴をしている市民の目線に立って改められたい。 2. 議会図書室について 議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方議会に設置が義務付けられているので（地方自治法第100条第19項）、早期に整備されたい。	1. 議会の広報活動について【再演事項】 議会基本条例の制定に合わせて議会広報紙の発行について議会改革特別委員会で協議をした結果、各議員の議会広報発行に対する必要性等の認識を共有することができなかった事から、平成28年6月1日付けで、「美作市議会広報紙の発行に関する規定」を廃止することとしました。 一方、議会が保有する情報の公開の一環として、平成28年6月定例会より、一般質問一覧表については、議案の配布に合わせて市ホームページに掲載すると共に、議案に対する賛否の結果についても掲載することとしております。 2. 議会図書館について 議会図書室についてはその必要性については認識をしていますが、現状においてはスペースの関係から整備が出来ておりません。 他の周辺自治体の事例を参考に検討を考えて行きたいと思います。